審査基準

令和3年6月11日作成

法 令 名:質屋営業法
根 拠 条 項:第8条第4項
処分の概要:許可証の再交付
原権者(委任先):福井県公安委員会
法令の定め:
質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般手続)
ッ 第14条(許可証の再交付の申請)
審査基準:
標準処理期間:
14日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先:営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問い合わせ先:警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話0776-22-2880 (内線3172, 3173)
備 考: